

## 岩手県パスポートセンター広告掲出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岩手県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第4条の規定に基づき、岩手県パスポートセンターへの広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された印刷物で、岩手県パスポートセンターへの広告掲出の選定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成したポスター及びパンフレットをいう。

### (行政財産の貸付け)

第3条 県は、広告主に対し、岩手県パスポートセンターにおいて県があらかじめ指定した場所を広告の掲出場所として貸し付けるものとする。

2 前項の掲出場所の貸付けは、公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第22条第2項で準用する同規則第16条から第20条までの規定を適用する。

### (広告媒体の名称及び内容)

第4条 広告要綱第4条第1号に規定する広告媒体の名称及び内容については、岩手県パスポートセンターにおけるポスター及びパンフレット広告とする。

### (広告の規格及び数量)

第5条 広告要綱第4条第2号に規定する広告の規格及び数量は、別表のとおりとする。

### (広告の掲出期間)

第6条 広告要綱第4条第2号に規定する広告掲出の期間は、原則として年単位とする。ただし、応募枠数が掲出枠数に満たない場合等にあつては、この限りでない。

2 広告の掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）は、原則として当該広告を掲出する月の初日とする。

3 広告の掲出を終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）は、原則として当該広告を掲出する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲出開始日又は広告掲出終了日が次の各号に掲げる日に当たる場合の扱いは、県が別に定める。

(1) 日曜日又は土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）

### (広告掲出の内容に係る基準)

第7条 広告掲出の内容については、岩手県広告取扱基準（以下「広告基準」という。）第4の規定を適用するものとする。

### (広告掲出を許可する事業者)

第8条 広告掲出を許可する事業者については、広告基準第5の規定を適用するものとする。

### (広告掲出の申込時期及び方法)

第9条 申込時期及び方法については、岩手県パスポートセンター広告掲出申込書（別記様式第1号）により、県が指定する日までに申し込むものとする。

### (広告掲出料)

第10条 広告掲出料の基準となる額（消費税及び地方消費税を含む。）は、行政財産の貸付料とし、公有

財産規則第 22 条第 2 項で準用する同規則第 17 条の規定に基づき、県が別に定めるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定に基づき定めた行政財産貸付料を、原則として県が指定する日までに、県が発行する納入通知票によりそれぞれ一括して前納するものとする。

#### (広告掲出の募集)

第 11 条 原則として岩手県ホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

#### (広告掲出者の選定)

第 12 条 県は、第 9 条の規定による申込みがあった場合は、第 7 条及び第 8 条に定める要件の審査を行う。第 5 条に規定する枠数を超えて申込みがあった場合においては、次の各号の選定順位により、掲出者を選定する。

- (1) 県内に事業所等を有する者
- (2) その他の者

- 2 県は、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定するものとする。
- 3 県は、前 2 項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、岩手県パスポートセンター広告掲出（不掲出）通知書（別記様式第 2 号）により、当該申込者に通知するものとする。

#### (契約書の作成)

第 13 条 県は、前条の規定により広告掲出の決定をしたときは、契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

#### (広告原稿の作成及び提出)

第 14 条 広告主は、第 7 条の規定に基づき広告原稿を作成し、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 県は、第 1 項の規定により提出された広告原稿の内容が第 7 条に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

#### (広告掲出の方法)

第 15 条 県は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲出開始日の前日の午後 3 時から午後 5 時までの間に掲出するものとする。

- 2 県は、前項の規定により掲出した広告を、原則として広告掲出終了日の午後 3 時から午後 5 時までの間に撤去するものとする。

#### (広告掲出の取消し)

第 16 条 県は、広告基準第 7 に該当する場合は、広告掲出期間中であっても、広告掲出の決定を取り消し、又は掲出した広告を撤去することができる。

- 2 県は、第 1 項の規定により広告掲出を取り消し、又は掲出した広告を撤去したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付して通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による広告掲出の取消し等により、広告主が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

#### (広告掲出料の返還)

第 17 条 広告掲出の決定後、広告掲出開始日の前日までに、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲出を取り消したときは、県は納付済の広告掲出料を全額返還するものとする。

- 2 広告掲出期間内に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲出することができなかつ

たときは、当該広告を掲出できなかつた期間が1日未満の場合を除き、掲出できなかつた期間に応じて広告掲出料を返還するものとする。

3 前各項の規定により返還する広告掲出料には、利息を付さないものとする。

(広告掲出内容の変更)

第18条 広告主は、広告の掲出期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議のうえ、第14条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第14条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第20条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月10日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	ポスター	パンフレット
規 格	B 1 判 縦 (1030mm×728mm)	A 4 判 縦又は横 (297mm×210mm)
数 量	3 枚	3 枚（1 枚：1 列×7 段）

- 1 各広告は、県があらかじめ指定する場所に掲出するものとする。
- 2 ポスターの掲出枚数は、原則として1者につき1枚までとする。ただし、応募枚数が掲出枚数（3枚）に満たない場合等にあつては、最大2枚まで掲出することができる。
- 3 パンフレットの掲出枚数は、原則として1者につき1枚までとする。ただし、2によりポスターを2枚掲出する場合にあつては、最大2枚まで掲出することができる。